

過去小委員会中間整理に関する意見

社団法人 日本書籍出版協会

項目名

- 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について
3 コンテンツ提供者以外が行うアーカイブ活動の円滑化

意見

国会図書館における資料のデジタル化は有益なコンテンツの保存の観点から有効性を認めるものであり、その意味で保存のために行われるアーカイブ化に反対するものではありません。ただし、中間整理でも示されている通り、デジタル化された資料の利用のされ方によっては、著作権者および出版者の利益を不当に害することになる恐れがあると考えます。

館内での閲覧利用の場合、デジタル化された画像データであれば、同時に複数の利用者が利用することが可能になります。原本の代替物ということであれば、館内の閲覧利用であっても、同時アクセスの人数は制限すべきであると考えます。

館外利用の具体的な方法については、現在、関係者間での協議が行われておりますが、この協議を行う上での大前提として「市場に流通し、一般に入手可能なものを館外に提供したり提示することはできないと考えるべきである」と明記していることは極めて妥当なことでありと存じます。国会図書館においてデジタル化された資料の館外利用を可とするにしても、それは市場を補完し、市場で入手できないものに関して利用者の便宜を図ることが大前提にあり、商業出版と競合することは一切行わないとすべきであると考えます。

いったん市場で手に入らなくなったものであっても、出版社による復刊事業等により再び市場での入手が可能となることはしばしばあります。また、書店店頭にはなく出版社にも在庫がない、しかしほしい人がいれば提供する形態として昨今、いわゆる「オンデマンド出版」「電子媒体による提供・配信」に力を入れている出版社が増えてきており、数十年前に出版され一時期絶版となっていたものも、オンデマンド出版や電子データという形で手に入れることが可能になっています。こういった状況を十分に考慮して検討すべきであり、市場で再び入手可能となった時点で外部への提供は中止すべきものと考えます。

ご存知の通り予算が限られている公共図書館では、定価の高い学術系専門書はなかなか購入いただけないのが現状であり、ネットワークの発達で複数館間での書籍の貸し借りが容易になった昨今、益々その傾向は強まってきております。そのような状況下で、国会図書館がデジタルを使い他館への資料サービスをより充実させていけば、現在購入いただいている全国の数少ない読者が、購入もしていない地方公共図書館を利用することで、益々専門書が売れない状況を作り上げ、それこそ専門書出版社の死活問題に繋がることになりかねません。

項目名

第3章 保護期間の在り方について

意見

出版社には権利者の立場と利用者の立場の両方があり、当協会としては、70年への延長、50年据え置き、どちらとも判断が困難な立場であります。

実際に著作権の保護期間として何年が適当かは、その時代における著作物の利用状況、著作権継承者が受ける利益の妥当性、保護期間を経過した著作物の利用によって国民が受ける公的利益の期待等を勘案し、各国の国情に照らして判断すべき問題であります。

ネットワーク化が進展し、国際的に著作物の相互利用が盛んとなっていく趨勢において、国際的なハーモナイゼーションが重要であります。現状では、条約が要求するよりはるかに長い保護を直ちに認める必要があるかどうかは、慎重に議論を行うべきであると考えます。

また、わが国は、世界でも少数の戦時加算の義務を負っており、通常の保護期間より長い期間の保護を必要とする海外の著作物も少なくありません。保護期間延長を行う場合には、少なくとも、戦時加算制度の廃止または戦時加算対象著作物の消滅後とすることが適当であると考えます。

また、70年に延長するとしても、著作権者不明の場合の裁定制度の改善や、権利者情報データベースの構築等、利用の円滑化のための方策が十分に措置されることを強く望みます

以上